

高知県赤潮特約共済掛金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県赤潮特約共済掛金補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、養殖業を営む中小漁業者の漁業再生産の障害の防止及び漁業経営の安定を図るため、毎会計年度の予算の範囲内で、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第123条第2項ただし書に規定する特約がある養殖共済の共済契約（以下「共済契約」という。）を締結している者（以下「共済契約者」という。）に対し、共済契約に基づき支払うべき赤潮特約に係る共済掛金の一部を補助するものとする。

(補助金の交付の方法)

第3条 補助金は、共済契約者が全国合同漁業共済組合（以下「組合」という。）に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合に交付する。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象経費は共済契約者が共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち、純共済掛金であって赤潮特約に係るものとし、補助額は当該掛金から法第195条の2第1項の規定による補助に係る額を減じて得た額に相当する額を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて当該年度の12月31日までに正副2通を知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 組合及び共済契約者の「本県において県税の滞納がない旨を証する納税証明書」又は「本県において県税の納税義務がない場合は申立書（任意様式）」。ただし、納税証明書及び申立書の発行日は赤潮特約の共済責任期間の開始日から3月以内に発行されたものとする。

(3) 共済契約者の税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めるもの

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、組合に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第7条 組合は、第5条の規定による補助金の交付の申請の内容を変更しようとするときは、変更の理由及び変更後の事業計画を記載した書類を添付して別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、事前に承認を受けなければならない。

- 2 組合は、共済契約に関する書類を補助事業の完了後5年間保管しなければならない。
- 3 組合は、共済契約の締結に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当するものを契約の相手方としない等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- 4 組合及び共済契約者は、県税の滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合を除く。
- 5 共済契約者は、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(状況報告)

第8条 組合は、共済契約者の死亡その他の事由により、共済契約の一部又は全部がその効力を失った場合において、その共済掛金の一部を返還するときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、共済契約のうち失効した部分に対応する補助金に相当する金額を遅滞なく県に返還させるものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、組合（又は共済契約者）が別表に掲げるいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告書)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、3月末日までに正副2通を知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第11条 共済契約又は組合に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

別表（第6条、第7条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められるものであることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有しているとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 11 月 2 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 赤潮特約共済掛金補助金交付要綱（昭和 50 年 7 月 23 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 17 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県赤潮特約共済掛金補助金交付要綱第5条の規定により、
年度高知県赤潮特約共済掛金補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 共済契約の目的及び内容

2 赤潮特約引受予定計画表

共済 種目	契約 者数	契約 尾数	単価 円	共済 価額 円	共済 金額 円	掛金率 %	純共済 掛金 円	補助金	
								国 円	県 円
	人	尾	円	円	円	%	円	円	円

年 月 日

高知県知事

様

申請者
住所
氏名
生年月日

第 2 号様式（第 7 条関係）

補助金変更承認申請書

年 月 日高知県指令第 号で交付決定がありました高知県赤潮特約共済掛金補助金については、次のとおり変更したいので、高知県赤潮特約共済掛金補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、その承認を申請します。

1 変更の理由

2 変更後申請額 金 円

3 変更の内容

共済 種目	契約 者数	契約 尾数	単価 円	共済 価額 円	共済 金額 円	掛金率 %	純共済 掛金 円	補助金	
								国 円	県 円
()	() 人	() 尾	()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) 上段の括弧には、変更前の内容を記入してください。

年 月 日

高知県知事

様

申請者
住所
氏名
生年月日

第 3 号様式（第 10 条関係）

実績報告書

高知県補助金等交付規則第 11 条第 1 項及び高知県赤潮特約共済掛金補助金交付要綱第 10 条の規定により、
年度高知県赤潮特約共済掛金補助金の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付済額 円
- 3 共済契約実績額 円

1 共済種目別に該当共済種目を記入してください。

所属 漁協	契約者 氏名	契約 尾数	単価 円	共済 価額 円	共済 金額 円	掛金 率 %	純共済 掛金 円	国庫補 助金額 円	補助金 申請額 円	契約 月日
		尾	円	円	円	%	円	円	円	

2 共済種目別に 1 の要領で記入してください。

年 月 日

高知県知事

様

申請者
住所
氏名
生年月日

別紙（第5条関係）

誓約書兼同意書

私は、全国合同漁業共済組合が高知県赤潮特約共済掛金補助金の申請を行うに当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について関係機関に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

代表者氏名（自署）